

入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の背景

水道事業の布設工事監督者は水道法第12条第1項により、また、水道技術管理者は同法第19条第1項により設置が義務づけられています。その資格基準については、各地方公共団体の条例に委任され、当市においても、水道法施行令及び水道法施行規則で規定する基準を参酌して条例で定めています。

学校教育法の改正により「専門職大学」制度が創設されること及び技術士法施行規則の改正により技術士第二次試験科目の専門科目が見直され、上下水道部門について選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されることを受け、水道法施行令及び水道法施行規則で定める資格基準が改正されたことにより、市の条例についても同様に改正するものです。

2 改正の内容

(1) 布設工事監督者の資格基準の改正

- ① 短期大学等を修了した場合の実務従事期間に関する規定における短期大学に、専門職大学の前期課程を含めます。
- ② 技術士法の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者の実務従事期間に関する規定における試験の選択科目から水道環境を削除します。

ただし、改正条例の施行前に水道環境を選択科目として合格した者については、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

(2) 水道技術管理者の資格基準の改正

大学等において土木工学以外の学科目を修了した場合の実務従事期間に関する規定における短期大学に、専門職大学の前期課程を含めます。

3 施行日 平成31年4月1日